

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

平成16年に成立した犯罪被害者等基本法において、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とされ、本法の下で、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの制度は、いまだ十分に整備されているとは言い難い状況にある。

現状、国による損害補償制度は存在せず、犯罪被害者が賠償を受けるためには、加害者に対し、損害賠償請求に係る民事訴訟を提起しなければならないが、事件発生直後から公費によって弁護士の支援を受けることができる制度はない。そして、訴訟提起後も判決まで長時間を要する上に、勝訴しても加害者に支払能力がなく、賠償金を受け取れない場合もあり、被害者の損害回復の実効性が確保されているとは言えない。

また、各地方公共団体が犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置などの取組を行っているが、地域によって大きな格差が生じている。

国は、犯罪被害者の権利に対応して、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、どの地域に住んでいても支援が受けられるよう、新たな施策や体制の整備を進めていくべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者支援の充実を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者の損害回復の実効性を確保するため、民事訴訟等を通じて、迅速かつ確実に損害の賠償を受けることができるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 犯罪被害者に対する経済的支援の充実を図るとともに、その請求手続が犯罪被害者の負担とならないよう施策を講ずること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設置し、人的・財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
厚生労働大臣		
国家公安委員会委員長 警察庁長官		